

当座勘定規定新旧対照表（信金パーソナル チェック口用）（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いを行う場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>(2) (3) (略)</p> <p>(4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>改定日 2026年10月1日</p> <p>改定日 2026年7月1日</p>
<p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>(2) (3) (4) (5) (略)</p>	<p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が事故の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2) (3) (4) (5) (略)</p>	<p>改定日 2026年10月1日</p>

新	旧	備 考
<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>(3) (4) (5) (6) (略)</p>	<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) (4) (5) (6) (略)</p>	<p>改定日 2026年10月1日</p> <p>改定日 2026年10月1日</p>
<p>第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>(1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第18条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）</p> <p>(1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>改定日 2026年10月1日</p> <p>改定日 2026年10月1日</p>

新	旧	備 考
<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>(2) (3) (略)</p>	<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (3) (略)</p>	<p>改定日 2026年10月1日</p>

以 上